

仕 様 書

本仕様書は、大阪市鶴見区役所が開催する、第 22 回鶴見区みんなの健康まつり&第 19 回食育フェスタの会場設営・撤去等の業務について適用する。

1 業務名

第 22 回鶴見区みんなの健康まつり&第 19 回食育フェスタに係る会場設営・撤去等業務委託

2 業務目的

大阪市鶴見区役所は、区民が、『健康』と『食』について関心を高め、学ぶ場を確保することにより、健康づくりを推進し健康寿命を延ばすことを目的に、「第 22 回鶴見区みんなの健康まつり&第 19 回食育フェスタ」を開催する。

本業務は、「第 22 回鶴見区みんなの健康まつり&第 19 回食育フェスタ」の開催に必要な会場設営・撤去等を行うものである。

3 業務概要

「第 22 回鶴見区みんなの健康まつり&第 19 回食育フェスタ」にかかる会場設営・撤去

4 履行場所

大阪市鶴見区民センター（大阪市鶴見区横堤 5－3－15）

5 履行期間

契約日から令和 8 年 11 月 20 日（金）まで

6 「第 22 回鶴見区みんなの健康まつり&第 19 回食育フェスタ」概要

日時 令和 8 年 11 月 14 日（土）14 時から 16 時まで（開会宣言は 14 時）

※雨天決行

場所 鶴見区民センター全館

内容 区内で健康や食に携わる団体等がブースを出展し、鶴見区民等が体験等を通して、健康と食について関心を高めるものとする。

7 業務内容

会場設営・撤去

別紙 1 「第 22 回鶴見区みんなの健康まつり&第 19 回食育フェスタ」の会場設営・撤去にかかる特記仕様書」に基づき、会場設営及び撤去を行うこと。

8 安全対策

作業にあたっては、会館利用者に十分注意して作業を行うこと。

9 法令等の遵守

本業務の履行にあたっては、本仕様書によるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等、関係法規・基準類等を遵守すること。

10 事前打合せ

受注者は、契約後直ちに次の事項について担当職員と事前打合せを行うこと。なお、事前打合せは大阪市鶴見区役所で1回程度を想定している。

- (1) 計画（各種内容・実施スケジュール等）
- (2) 業務実施における注意事項
- (3) その他事業実施に必要な事項

11 提出書類等

- (1) 受注者は、契約後、発注者の指定する提出書類（別添「業務委託提出書類について」）を必要部数作成し、速やかに担当職員に提出すること。
- (2) 受注者は、業務実施日の3日前までに、搬入・搬出に係る車両を発注者へ報告を行うこと。
- (3) 受注者は、業務実施にあたって、現場スタッフを統括する現場責任者を配置する場合は、事前に発注者へ体制図を提出すること。
- (4) 受注者は業務が完了した際は、令和8年11月20日（金）までに業務完了届を提出すること。業務完了届には、業務実施日、業務内容、最終体制図等を報告書として添付すること。

12 契約金額

契約金額は、現場経費、現場消耗品費等、本業務を執行するために必要な一切の経費とする。

13 その他

- (1) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については、本市の解釈によるものとする。
- (2) 受注者は、仕様書に明示のない場合又は疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。
- (3) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施し、発注者へ実施報告書（様式6）を提出すること。

14 担当

大阪市鶴見区役所保健福祉課 戸谷・貴田
住所 大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号
(電話番号 06-6915-9882)

【別紙 1】「第 22 回鶴見区みんなの健康まつり&第 19 回食育フェスタ」の
会場設営・撤去にかかる特記仕様書

1 業務内容

(1) 会場設置・撤去

ア 履行日時

設置：令和 8 年 11 月 13 日（金）9 時 30 分から 13 時まで

撤去：令和 8 年 11 月 14 日（土）16 時から 18 時まで（最終 19 時まで）

イ 履行場所

大阪市鶴見区民センター内

（参考）別図のとおり

ウ 設置品目

別表 1「設置品目一覧表」、別図 1「健康まつり会場図」のとおり

ただし、品目の数量については、当日の設置状況により増減することがある。

2 その他

- ・詳細な設置場所については、双方の協議の上決定する。
- ・配線については、人が躓かないように、養生テープやマジックテープ等を活用して、必ず押さえること。
- ・通路上に配線がある場合、ケーブルプロテクターを設置すること。その場合、車いすが自力で通行するのに支障のないケーブルプロテクターであること。

公益通報等にかかる特記仕様書

（条例の遵守）

第 1 条 受注者および受注者の職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市 受注者：委託先事業者）

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

設置品目一覧表

【別表 1】

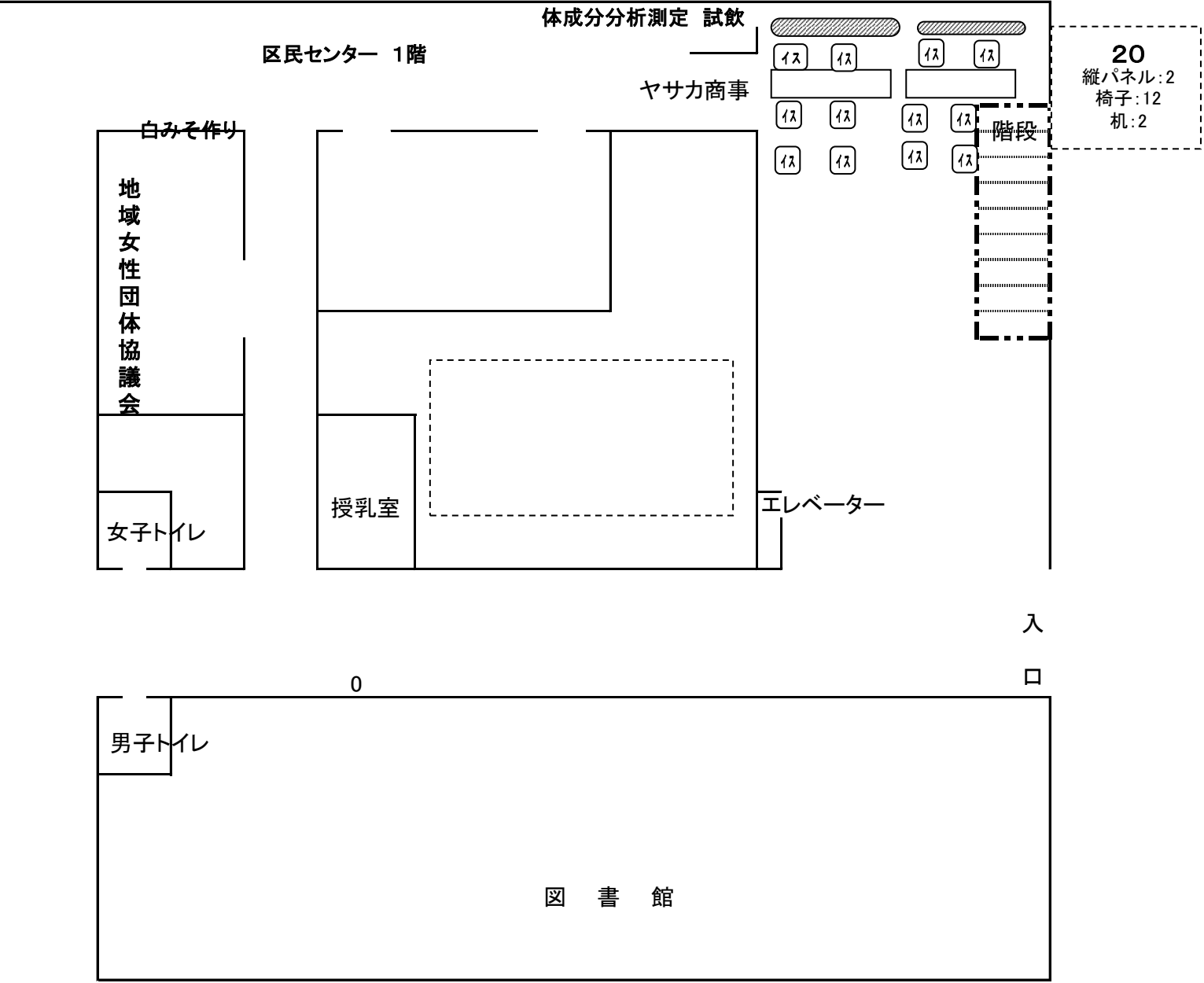
項番	名 称	規格（仕様）	数 量	単位	配置場所
1	椅子	鶴見区民センター大ホールの備品を使用、	124	脚	別図 1 参照
2	折りたたみ椅子	鶴見区民センター備品のアルミパイプ製折りたたみ式を使用	186	脚	別図 1 参照
3	長机（折りたたみ式）	鶴見区民センター備品の長机（縦600mm×横1800mm×高さ700mm）を使用	106	台	別図 1 参照
4	展示パネル	鶴見区民センター備品の展示パネルを使用 パネル（縦900mm×横1800mm）組立式	24	枚	別図 1 参照
		鶴見区民センター備品のホワイトボードを使用	5	枚	別図 1 参照
		鶴見区役所備品の展示パネルを使用 パネル（縦1800mm×横900mm）キャスター付き 設置当日、鶴見区役所3階倉庫から区民センターに移動し、撤去当日、鶴見区役所 3 階倉庫に返却すること	12	枚	別図 1 参照
5	ベルトパーテーション	鶴見区民センター備品のベルトパーテーションを使用	12	台	別図 1 参照
6	コードリール	・受注者から借り受け ・30m コンセント 4 口	12	本	別図 1 参照
7	延長コード	・受注者から借り受け ・10m コンセント 3 口	23	本	別図 1 参照

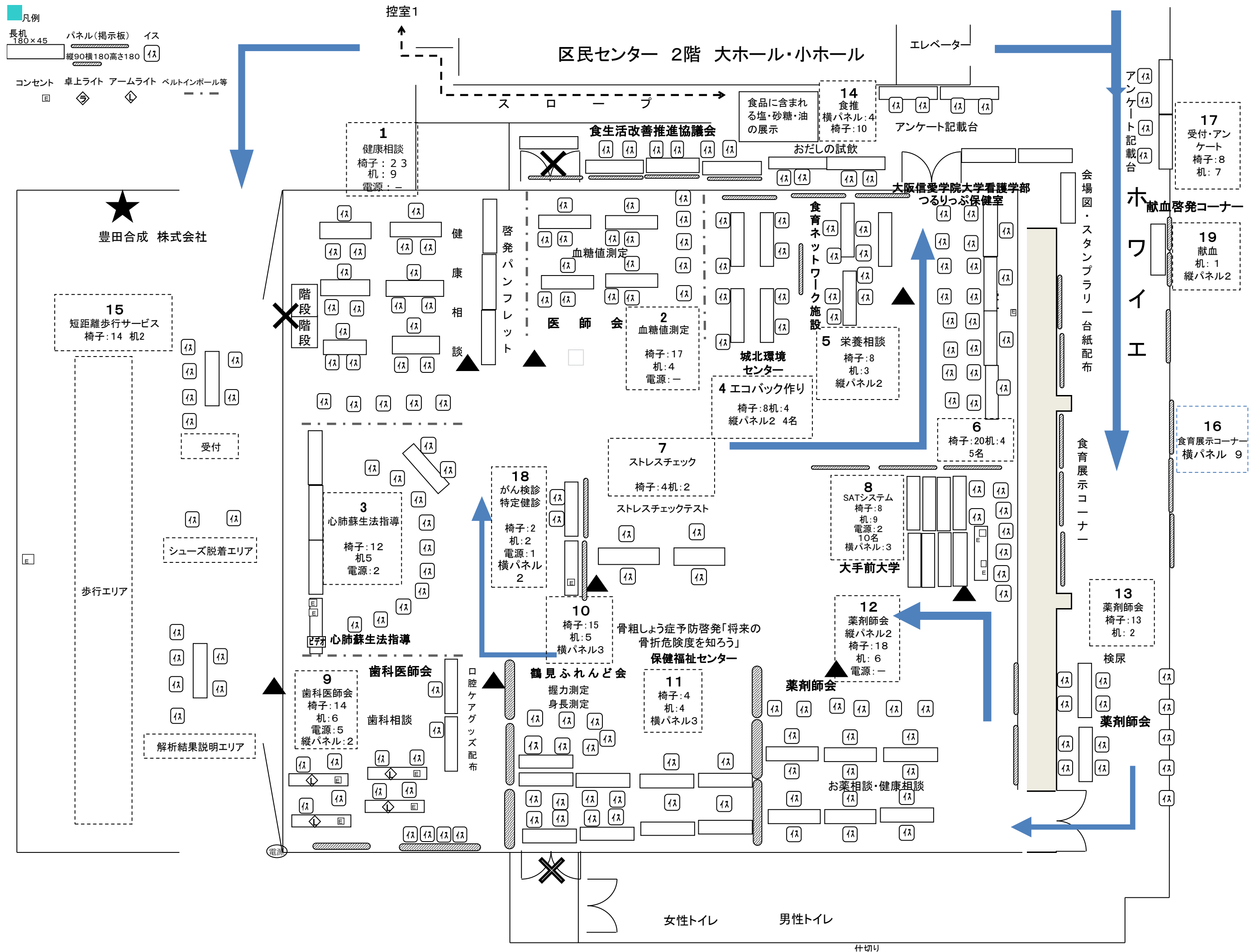
設置品目一覽表

【別表 1】

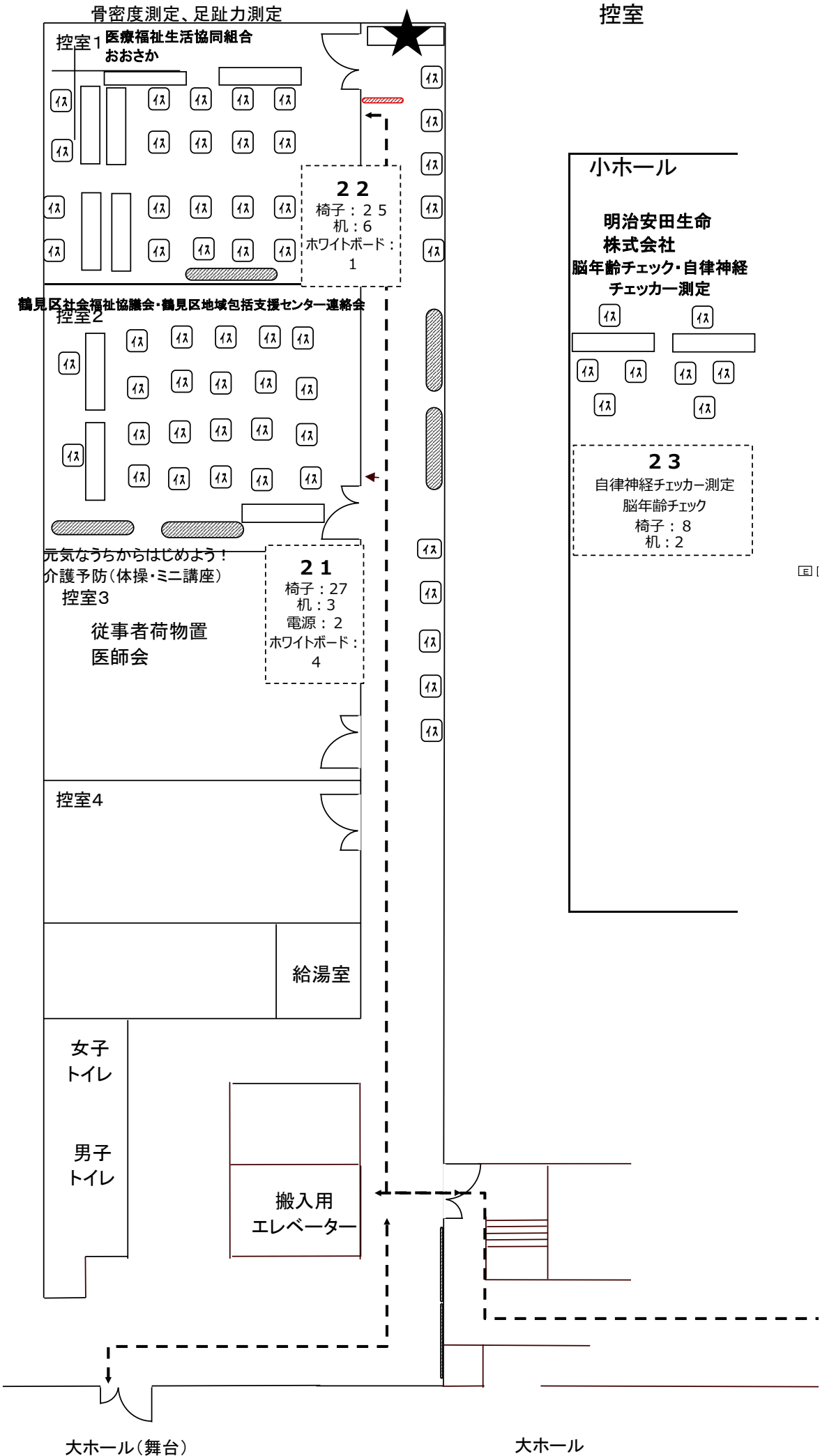
			城北			食育		信愛学		保健師					豊田合						明治安		
医師会	医師会	医師会	エコ	ネット	大学	スト	大手前	歯科医	ふれん	保健師	薬剤師	薬剤師	成	歩	食育	受付・	づくり	づくり	1階	コープ	田生命	医師会	医師会
健康	血糖値	心臓	肺	ワーク	つる	ス	大学	歯科	と	しょう	会	会	行	ワーク	アン	検診	づくり	献血	ヤサカ	お	脳	眼底	聴力
談	測定	生	バグ	栄養	りっ	チェ	SAT	歯科	と	症	防	尿	食	チェ	パネル	ケート	健診		商事	か	チェ	査	査
			づくり	談	保	健	ステム	談		啓										ク			

項番	名 称	規格（仕様）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	予備	合計
1	椅子	鶴見区民センター大ホールの備品を使用、	23	17	12	8	8	20	4		14			18															12
2	折りたたみ椅子	鶴見区民センター備品のアルミパイプ製折りたたみ式を使用								8		15	4		13	10	14		8	2		12	27	25	8	23	17		18
3	長机（折りたたみ式）	鶴見区民センター備品の長机（縦600mm×横1800mm×高さ700mm）を使用	9	4	5	4	3	4	2	9	6	5	4	6	2	6	2		7	2	1	2	3	6	2	6	6		10
4	展示パネル	鶴見区民センター備品の展示パネルを使用 パネル（縦900mm×横1800mm） 組立式								3		3	3			4		9		2									2
		鶴見区民センター備品のホワイトボード																					4	1					5
		鶴見区役所備品の展示パネルを使用 パネル（縦1800mm×横900mm）キャスター付き 設置当日、鶴見区役所3階倉庫から区民センターに移動し、撤去当日、鶴見区役所3階倉庫に返却すること					2	2		2				2							2	2							12
5	ベルトパーテーション	鶴見区民センター備品のベルトパーテーションを使用	3	3	3	3																							12
6	コードリール	・受注者から借り受け ・30m コンセント 4口			2					1	1									1						2	2	3	12
7	延長コード	・受注者から借り受け ・10m コンセント 3口								1	4												2			5	6	5	23





区民センター 2階
控室



区民センター 3階

